

## WTM London 2026 共同参加者募集要項

### 1 概要

県では、インバウンド誘客を促進するため、欧州最大級の旅行・観光関連のビジネス関係者向けの見本市である「WTM (World Travel Market) London 2026」への出展を予定しています。

つきましては、県と共同で、海外バイヤー等に向けて県内観光コンテンツや旅行商品等の紹介、手配及び提案をしていただける共同参加者を募集します。

### 2 商談会名

WTM (World Travel Market) London 2026

<https://www.wtm.com/london/en-gb.html>

### 3 日程

#### (1) 派遣日程

令和8年11月2日(月)から7日(土)まで(予定)

#### (2) 会期

令和8年11月3日(火)から5日(木)まで

### 4 開催場所

英国・ロンドン

### 5 募集枠

1社1名

### 6 参加費用

無料

※参加に伴う交通費(国内航空券、国際航空券)及び宿泊費については、県で負担します。

### 7 申込資格

次の条件の全てを満たす者としてします。

- (1) インバウンド向けの商材の提供やアレンジに従事する者であること。
- (2) 参加者は英語で商談が可能であること。
- (3) 旅行業もしくは旅行サービス手配業の登録があること。
- (4) 富山県に事業所を有し、富山県内の観光コンテンツ、旅行商品等の幅広い紹介、手配及び提案が可能であること。
- (5) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと。

- ア 取締役等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用した等と認められる者
- エ 取締役等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
- オ 取締役等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 参加者が破産者で復権を得ないものまたは会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業またはこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人または未成年者）
- セ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

## 8 応募方法

参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書等を電子メールにより提出してください。

### (1) 提出期限

令和8年10月2日（金）正午（必着）

※必ず電話で着信確認してください。

### (2) 提出先

富山県観光推進局観光振興室国際観光課

E-mail : ml-kokusaikanko@pref. toyama. lg. jp

### (3) 提出書類

①参加申込書（様式1）

②会社の組織体制等（様式2）

ア 会社の業務概要

イ DMC との連携

③旅行業登録通知書または旅行サービス手配業登録通知書の写し

### (4) その他

- ・募集枠を超える申し込みがあった場合、申込資格7（1）～（4）にかかる実績を踏まえ、審査の上で決定します。

## 9 注意事項

### (1) 商談について

- ・商談会の共通言語は「英語」で、通訳の用意はありません。
- ・出展者名は「富山県」です。
- ・商談では、バイヤーの求めに応じて、富山県内の観光コンテンツや旅行商品等の幅広い紹介、手配及び提案を実施してください。海外バイヤー等との商談や意見交換を実施する中で、共同参加者自身の紹介をいただくことは可能です。

### (2) 共同出展者の各種手配等

- ・交通費（国内航空券、国際航空券）及び宿泊費については、県で負担します。原則、県の担当者と同一行程となりますので、手配は県と協議の上進めてください。
- ・出入国手続きは各自で手続きをお願いします。海外渡航や開催国への入国に支障があった場合でも、県では一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

### (3) 損害賠償及びキャンセル料等

- ・共同参加者決定後のキャンセルは、原則不可とさせていただきます。
- ・共同参加決定後、共同参加者の都合により参加を取り消した場合、取り消しによって生じた経費を請求します。
- ・共同参加者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備もしくは会場等の建造物又は人身等に対する一切の損害について、責任を負うものとします。

(4) その他

- ・ 県及び県が指定した委託事業者が記録のために撮影した写真等は、本事業の報告等に使用することがあります。
- ・ 共同参加者は、常に県と密接な連絡を取りながら作業を進めるものとし、方法、順序等についてあらかじめ県の承認を得るものとします。
- ・ 参加にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法に則り適切に管理してください。本件に関する事項について、機密を遵守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはいけません。
- ・ 本要項に定める事項について疑義が生じた場合、または本要項に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとします。

10 提出・問合せ先

富山県観光推進局観光振興室国際観光課 福島  
〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号  
TEL：076-444-9690  
E-mail: ml-kokusaikanko@pref.toyama.lg.jp